

香川県条例第7号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、<u>病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師</u>の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p>	<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、<u>次の各号に掲げる職員</u>の定年は、<u>当該各号に定める年齢</u>とする。</p> <p>(1) <u>病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師</u> <u>年齢65年</u></p> <p>(2) <u>単純な労務に従事する職員のうち別表に掲げる者</u> <u>年齢63年</u></p> <p><u>別表（第3条関係）</u></p> <p>1 <u>現場監督員、造園技能員、船舶員、営繕技能員、クリーニング師、調理師、看護師、狂犬病予防技術員、守衛、現場管理員、道路管理員、農場管理員、林業管理員、畜産管理員、公園管理員、調剤助手、運送員、庁務員</u></p> <p>2 <u>水道管理員</u></p> <p>3 <u>管理員、調理員</u></p>

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正前の第3条第2号に掲げる職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における改正後の第3条の規定の適用については、同条中「60年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	62年
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	61年